

# 申請期限は、令和3年1月15日まで

## 持続化給付金・家賃支援給付金の申請をサポートします！

(既に持続化給付金・家賃支援給付金の給付を受けた方は、再度の申請は、できません。)

パソコン・スマホをお持ちでない方でも！

完全予約制

国が実施している新型コロナウイルス感染症対応支援策の「持続化給付金」「家賃支援給付金」は、「電子申請」となっているため、ご自身では手続きが困難な事業者を対象に商工会でパソコンをご用意しサポートしながら申請できるよう窓口を開設します。予約制となっておりますので、申請サポートが必要な方は、商工会にお申込み下さい。

なお、「持続化給付金」「家賃支援給付金」ともに令和3年1月15日(金)が申請期限となっておりますので、申請をご希望の方は申請期限内に申請をお願いします。

持続化給付金

2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月がある方等が対象になります。

法人は200万円、個人事業主は100万円が最大の給付額となります。

※事業承継をされた方等に特例があります。また、給付金の受給条件等は、変更になる可能性がございます。詳細は、専用ホームページの申請要領等をご確認下さい。

(<https://jizokuka-kyufu.go.jp/>)

家賃支援給付金

5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金です。5月～12月の1ヶ月の売上高が前年同月比50%以上減少または、連続する3ヶ月の売上高の合計が前年同月比30%以上減少した方が対象になります。

法人は、600万円、個人事業主は、300万円が最大の給付金となります。

※事業承継をされた方等に特例があります。また、給付金の受給条件等は、変更になる可能性がございます。詳細は、専用ホームページの申請要領等をご確認下さい。

(<https://yachin-shien.go.jp/>)

日時：令和3年1月7日(木)、8日(金)、13日(水)、14日(木)、  
時間はいずれも13:00～17:00

場所：武豊町地域交流センター1階(知多郡武豊町忠白田11-1)

参加費：無料

主催：武豊町商工会

申し込み：予約制です。裏面の参加申込書を武豊町商工会宛にFAXか、電話でお申し込み下さい。(武豊町商工会 FAX:0569-73-7377、TEL:0569-73-1100)

※感染拡大防止のためマスク着用等感染防止へのご協力をお願いします。

裏面も御覧ください

**【持続化給付金・家賃支援給付金の申請に必要な書類】**

(下記の書類をご用意いただき□にチェックを入れ申請サポート窓口来訪時に書類とこの用紙をご持参下さい。)

	中小法人等の場合	個人事業所の場合
共に申請に必要な書類	<input type="checkbox"/> ①確定申告書別表一の控え(1枚)※	①確定申告書類 ※ (青色申告の場合) <input type="checkbox"/> 確定申告書第一表の控え(1枚) <input type="checkbox"/> 所得税青色申告決算書の控え(2枚) (白色申告の場合) <input type="checkbox"/> 確定申告書第一表(1枚)
	※上記書類は、税務署収受印が必要です。E-taxの場合は受信通知が必要です。	
申請に必要な書類	<input type="checkbox"/> ②法人事業概況説明書の控え (2枚(両面)) (上記①、②の書類は、対象月の属する事業年度の直前の事業年度のものをお持ち下さい。) <input type="checkbox"/> ③2020年の各月の売上がわかる書類 (売上台帳等) <input type="checkbox"/> ④通帳(法人名義か法人の代表者名義のもの)	<input type="checkbox"/> ②2020年の各月の売上がわかる書類 (売上台帳等) <input type="checkbox"/> ③通帳(申請者本人名義のもの) <input type="checkbox"/> ④本人確認書類 ・いずれか1点でよいもの (運転免許証、マイナンバーカード、写真付きの住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書) ・上のいずれかがない場合 (住民票の写し+パスポートの両方もしくは住民票の写し+健康保険証の両方)
	<input type="checkbox"/> ⑤賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> ⑥直前3ヶ月間の賃料の支払い実績を証明する書類(以下のいずれかをご用意下さい。) ・銀行通帳の表紙の写しおよび支払い実績がわかる部分の写し(3ヶ月分) (電子通帳や当座口座等で、紙媒体の通帳が無い場合は、電子通帳等の画面の写し) ・銀行取引明細書(振込明細書) ・賃貸人(かしぬし)からの領収書 <input type="checkbox"/> ⑦誓約書(代表者がサポート窓口に来訪できない場合) 代表者の自署が必要です。代表者がサポート窓口に来訪できない場合は、家賃支援給付金申請HP、武豊町商工会HPからダウンロードしていただくか、武豊町商工会事務局にご連絡いただく等、事前にご署名の上、ご持参下さい。	
注意事項	・特例が適用される場合、上記の必要書類に加え、他の書類が必要な場合がございます。詳しくは、武豊町商工会までお問い合わせください。 ・持続化給付金・家賃支援給付金の申請にはメールアドレスが必要です。メールアドレスをお持ちでない方はサポート窓口参加当日にメールアドレスを取得していただきます。また、取得したメールアドレスのその後の管理や通知内容の管理は、申請事業者様ご自身で行っていただきます。	

武豊町商工会 行 FAX: 0569-73-7377 持続化給付金等申請サポート窓口参加申込書

事業所名	参加者名		業種
電話番号	携帯電話番号		
ご相談内容 (チェックを入れてください)	<input type="checkbox"/> 持続化給付金	資本金の額又は出資の総額 円 (法人の場合のみ記入)	常時使用する従業員数 人 (法人の場合のみ記入)
	<input type="checkbox"/> 家賃支援給付金		
創業年月日	年 月 日	売上合計が30%以上減少した連続する3ヶ月 月 月 月 (家賃支援給付金で対象になる方のみ記入)	売上が50%以上減少した月 月
希望日時 (先着順ですので希望通りにならない場合があります。)	参加希望日(ご希望の日にチェックを入れて下さい。)		
	1月 <input type="checkbox"/> 7日(木) <input type="checkbox"/> 8日(金) <input type="checkbox"/> 13日(水) <input type="checkbox"/> 14日(木) 参加希望時間(ご希望の時間にチェックを入れて下さい。) <input type="checkbox"/> 13時 <input type="checkbox"/> 14時 <input type="checkbox"/> 15時 <input type="checkbox"/> 16時 ※ご相談時間は持続化給付金申請60分、家賃支援給付金申請120分となりますので、家賃支援給付金の申請をされる方は、15時以前の時間でお願ひします。		